

## 農協改革に関する意見書

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

この中で、JA愛知西は、農畜産物の販売や営農指導をはじめ、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定化と地域農業振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、組合員をはじめ地域の人々の生活を支える事業を展開し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

特に、本市は、担い手農家の減少に加え、農家と非農家との混在化が進む地域にあって、JAは、本市との連携・協調の下、農業塾の運営等による新規就農者の育成、耕作放棄地・遊休地対策、販路の新規開拓、小学生や地域住民への食農教育、地域貢献活動などの取り組みや活動を積極的に展開しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっている。

このような中、政府は、平成31年5月末までを期間とする農協改革集中指針期間を設定し、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等をはじめとする、農協改革集中推進期間中の改革を促している。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも、JAは組合員の民主的な協同組織である。JAのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。

記

- 1 信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、J Aの主権者たる組合員の判断に基づくものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、男女共同参画）

衆議院議長 参議院議長